

平成20年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成20年12月19日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成20年12月19日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)(討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第9 議案第21号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 同意第1号 周防大島町監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第2号 周防大島町監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)(討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)

- 日程第3 議案第3号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第9 議案第21号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 同意第1号 周防大島町監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第2号 周防大島町監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議員派遣の件について

出席議員(20名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
3番 神岡 光人君	4番 新山 玄雄君
5番 平野 和生君	6番 魚原 満晴君
7番 今元 直寛君	8番 広田 清晴君
9番 田村 三郎君	10番 尾元 武君
11番 中村 美子君	12番 中本 博明君
13番 魚谷 洋一君	14番 平川 敏郎君
15番 松井 岑雄君	16番 安本 貞敏君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 薫君	議事課長	木元 真琴君
書記	吉岡 信二君	書記	平田富久代君
書記	藤本万亀子君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	岡村 春雄君
産業建設部長	斉藤 正明君	健康福祉部長	椎木 千明君
環境生活部長	村田 章文君	久賀総合支所長	山本 定雪君
大島総合支所長	嶋元 則昭君	東和総合支所長	鍵本 一和君
橘総合支所長	末永 健寿君		
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	公営企業局総務部長	河村 常和君
総務課長	中野 守雄君	財政課長	奈良元正昭君

午前9時30分開議

議長(荒川 政義君) おはようございます。それでは18日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1．議案第1号

日程第2．議案第2号

日程第3．議案第3号

日程第4．議案第4号

日程第5．議案第5号

日程第6．議案第6号

日程第7．議案第7号

日程第8．議案第8号

議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）から日程第8、議案第8号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

今会期、初日に質疑はすべて終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について反対の立場から討論を行いたいと思います。今回の補正、これは歳入歳出の補正額は193万円であります。私は、今回まで、この反対討論については、少なくとも、国の悪い政治のおおもとを変える事なしに周防大島町の財政及び総体として自治体として元気にならないんだ。この点を明らかにしてまいりました。

また、部分的の改善、これも必要だという点では補正予算そのものを全部否定する立場はとってきませんでした。

さて、今回の補正の前進面、これは私自身も選挙期間中訴えてきた身近な環境整備、これを行う場合、町の直接工事を拡大することが大事だ、このように訴えてまいりました。

補正額では、各種の工事分の増額分652万1,000円、小規模事業補助251万4,000円、そして、道路維持関係で1,498万円、計2,400万円余りが増額、この点は当然前進だというふうに位置づけております。

次に、今回の借換債、この取扱いについても私は一貫して主張してまいりました。特に、将来の財源問題、これを考えるときには繰り上げ償還、そしてまた、借りかえ、高金利の部分を低金利の分に借りかえていく。この部分での将来の財源負担の減、これも私が今まで主張してきた部分であります。

そして、また、乳幼児医療無料化、これは所得制限をなくすることによって、どの子たちにも対象になるように、この点でも選挙期間中、また合併以前から訴えてきた部分であります。すなわち、所得制限の無料化を否定するものではない、この点は明らかだというふうに思います。

さて、補正を通じての理念問題について討論をいたします。この点では、子供たちの学校給食について。今まで私は、自校方式が大事だという点を訴えてきました。しかし残念ながら、補正予算を見ても明らかなように、そのような状況ではありません。また、東和中学校建設、今年度の設計及び工事部分と債務負担部分を含めると2カ年で6億5,000円余りとなります。

この建てかえが、子供たちの安心・安全の立場から出発したのか、すなわち東南海地震して、その中から子供たちの安全を守るんだという議論から出発したのか、それとも中学校統合問題、いわゆる2校方式で提案して、それが4校方式になったと、そういう中の中身かが非常にあいまいな点がある。このように言わざるを得ません。

確かに今行うことによって、いわゆる、この2カ年で行うことによって、建設費においては、例えば調査の中で明らかになったように、いわゆる特例債部分、30%部分だけで建設費が負担で済むかもわかりませんが、実際的には理念問題としては建設問題はもっと議論するべきだという立場であります。

次に、再編交付金について改めて議論したいというふうに思います。

私は、今までも述べてきましたが、憲法や地方自治の理念、この立場から逸脱した再編交付金制度である、この点を再度明らかにしたい。また、風化させてはならないというふうに考えております。

皆さん方も御承知のように、実際的には国が税の徴収、地方が行う部分、かわりにいわゆる徴収する部分があります。また、そういう中で、国のいうことに協力すれば交付する基金、そして国の施策に協力しなければ交付しない、これはまさに今までも言ってきましたが、江戸時代のお家取りつづしのやり方であります。

実際、昨日の一般質問で議論しましたけど、地方自治の役割、基本的方向は憲法で保障された方向です。そして、また、地方自治法においても、少なくとも地方自治の本旨、これで言うならば、住民自治と団体自治の実現がこの方向であります。この点からも実は逸脱しておりますし、その中でも団体自治を否定するものである、こういう考え方で厳しく再編交付金のあり方そのものも再度批判したいというふうに思います。

討論の最後に当たって、昨年の12月議会も実は入れたかもわかりませんが、けさの新聞によりますと、来年度の実は地方財政計画、これが発表されております。そしてまた、今年度と比較して地方交付税部分が4,000億円部分、これは交付金を除く部分という書き方でありました。私は昨年も実は対前年で1億7,000万円余り増えるのではないかという、あの当時指摘をしたと思いますが、やはり非常につかみにくい部分があるとしても、やはりこれを早くつかんで、実際的には住民の立場で役立っていく、この点が大事であろうかというふうに思います。

9月議会で述べたように基金のあり方の問題は、実は町民の暮らし、福祉に充てる部分では非常に重要な要素があります。きのうも言いましたけど、例えば柳井市レベルで6億余りの財政調整基金残高、そして、同じ年度比較をすると、実は19年度末で周防大島町の財政調整基金残高、これは13億円を超えるという状況です。この金額をもって町民の皆さん方のより豊かな環境整備、そして、また、教育条件整備、そのほかいろんな福祉、これに役立っていくことが私は大事であろうというふうに考えております。

昨日、町長は政治性の方向を答弁されました。本当に住民主人公の方向で考えていけば、この4年間の実態、例えば合併後悪くなった部分、これをどう財源補てんするかという点であります。この点では、先ほど申しましたように前進面、これは当然ありますが、椎木町長が副町長

時代にあったこと、ぜひ思い出していただきたいというふうに考えます。その点では住民が一番こたえているのは水道料金の引き上げ、また下水料金の引き上げ、そして、また、一世帯当たり2万円に上る、実は国民健康保険税の引き上げの状況が町民の生活に深く実は苦しい状況を帯び出しているんだという点もです。

ぜひ、今後の町政運営に生かしていただきたい。この立場を明確にして反対討論としたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 補正予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

この主なものが、各地区から寄せられた維持管理のものが主なものである。何にましまして、東和中学校の改築費が、この補正予算に計上されたということが何よりだと思っております。

東和中学校の統合につきましては 学校統合につきましては、その立場として、いろいろな会に出席させていただきましたが、一番の懸案事項が安心・安全、耐震の問題でした。本来、統合が来年の4月からで、改築されるのが1年半以上先ということで、大変関係者が不安に思っていた部分が今回この予算に上げられて、初年度の卒業生も入れるかもしれないというふうに聞いております。そういった立場からこの補正予算には大変いい予算だと思っておりますので、賛成の立場で討論させていただきます。

議長（荒川 政義君） 次に、反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第1号平成20年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 議案2号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論をいたしたいというふうに思います。

今回の補正そのものは、実際的には高額医療費等についてのいわゆる補正ということで行わなければならない補正だというふうに認識しております。

しかし、あえて実際的に、国保会計そのものは、私は、今の矛盾として取り上げてまいりまし

た。と言いますのが、国保会計そのものがいわゆる住民の皆さん方と地方自治体にどう負担になっているのかという点を明らかにする立場からであります。

御承知のように、今まで实际的に明らかにしてきたのは国民健康保険税高いという声がありながら、この間合併して以降、引き上げられた状態のままという状況は、私は、大きくかかわっては国の悪政部分があるというふうには認識しております。と言いますのが、医療費負担ベースで45%から37.5まで引き下げた、そのことによってずっと地方自治体と国保加入者に負担が重くのしかかっているという、会計上のいわゆる弱点があります。

その中で、例えば今まで主張してきたことは、少なくとも一般会計から独自分、町独自分の繰り入れをしてでも引き下げるべきだという言い方をしてまいりました。今年度予算においては、残念ながら一般会計からの繰り入れがなされなかった。純然たる部分。その延長で今回の補正があるというふうに考えております。

その点では、私は、国の責任も多いものの、先ほど申しましたように合併後、財政調整金の動向を見ると、私は、少なくとも今年度当初予算においては繰り入れをしてでも、実際的には高い国民健康保険税の引き下げは私は十分できる。また、9月末になってもこうにはできるし、そしてまた来年度予算においては、十分私は引き下げのための財源は出てくるのではないかという点を明らかにし、討論としたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。 討論を終結いたします。

これより、起立による採決を行います。議案第2号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第3号平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第4号平成20年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第5号平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第6号平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第7号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 議案第8号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）について、賛成の立場から討論したいというふうに思います。

今回の補正、これは、一つは計画年次の変更であります。御承知のように1年間延びる格好での補正であります。そして、また、議論のあり方、私は今回まで、この病院問題を1議案として

これほど議論した議案があるかなというふうを考えてみれば、実際的には18年度から一貫して議論に、議員の皆さん方も御承知のように議論してきました。

そして、いろんな議論がある中で、町民の皆さん方から誤解や偏見もありました。それに対しても私は議論を尽くすことによって、町民の皆さん方に矛盾点は私は解していったのではないかというふうを考えております。それは委員会審議を通じ、そして全協を通じ、実は住民の皆さん方に解していったというふうを考えております。

また、もう一つ、実際的には長きにわたって議論したという点では、ただ、この合併後の議論だけではなく、平成13年度当時の一部事務組合の長に対して、議会として実は申し上げてきました。この必要性ははかることの知れない内容であるというふうを考えております。

また、実際的に、今度建てかえられる中身についてもそれぞれ私は議論がされたいというふうを考えております。改善点であります。廊下幅、そして病室、そしてあたりハビリ、そのほか従事されたいというふうを考えております。

私は、特に病院問題は、他の箱物とは違うという議論をしてきました。と言いますのは、この病院建設問題は、少なくとも島民の将来にかかわる病院であります。今の病院を見たら、皆さん方わかると思います。今の状況は、とてもではないが町立病院といえるような状況ではない。これを建てかえる、そして医療を充実させていく、この点は私は非常に大事だろうというふうに思っております。

ぜひとも議員の皆さん方、この視点を大事にとらえていただきたいというふうに考えます。以上の点を明らかにして、私の討論といたします。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認めます。

これより、起立による採決を行います。議案第8号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第21号

議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第21号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の

一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第 2 1 号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についての補足説明を申し上げます。

この 3 月末で婦人科医師が退職したため、現在 3 病院の婦人科は休診しております。患者様には大変御迷惑をおかけしておりますが、平成 2 1 年 2 月 1 日から再び婦人科医師が着任できることとなりましたので、各病院の標榜科目に婦人科を加えていただく一部改正をお願いいたします。

慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。広田議員。

議員（ 8 番 広田 清晴君） 3 病院に新たに婦人科を設置ということであります。ほいで、実際的には医師の確保ができた、見通しができたからということでありますが、どういう、いわゆる診療、いわゆる週、当然 3 病院ですから、3 病院常に常勤でできるわけないわけですから、どういうテンポで診療を考えているのかという点、今の段階で計画が明らかであれば答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） ことしの 3 月 3 1 日までにおられました木戸医師が、また 2 月 1 日から大島に来たいということで、採用していただきたいという申し出がありましたので、その点を考慮しまして私が 2 月 1 日からお願いしたいということで 3 病院の婦人科だけの、入院はいたしませんけれども、婦人科だけの診療をお願いしたい。各病院、週に 2 日ずつ、午後の日が 1 日あるかと思いますが、2 日ずつお願いすることにしております。

つきましては、橋病院の医師の当直について、それも極力できる範囲でお願いしたいということをお願いを今しております。そういうことでございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第 2 1 号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10．同意第1号

議長（荒川 政義君） 日程第10、同意第1号周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 同意第1号周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につきまして、御説明を申し上げます。

厳しい財政状況の中、より効率的で効果的な行財政運営を進めるため、地方公共団体の財務管理並びに経営管理に関する豊富な専門知識や経験を有しておられます相川實氏を周防大島町監査委員として選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものでございます。

相川氏は、旧大島町で監査委員を歴任されておまして、人格は高潔で優れた識見を有し、周防大島町監査委員として最適任であると考えております。

よって、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。任期につきましては、選任後4年間でございます。

相川氏の経歴につきましては、参考資料として添付をいたしておりますので御参考の上、御同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより、起立による採決を行います。同意第1号周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11．同意第2号

議長（荒川 政義君） 日程第11、同意第2号周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを上程します。これを議題とします。

本件、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、松井岑雄議

員の退場を求めます。

〔15番 松井 岑雄君 退場〕

議長（荒川 政義君） 提出者の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 同意第2号周防大島町監査委員（議会選出）の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

議員のうちから選任する監査委員に、松井岑雄氏を選出したいのであります。

松井氏は、周防大島町で議会選出の監査委員を歴任されておりまして、地方公共団体の財務管理並びに経営管理に関する豊富な専門知識や経験を有しておられます。人格は高潔で、公正で、周防大島町監査委員として最適任であると考え、再度お願いするものでございます。任期につきましては、選任後4年間であります。

よって、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。どうぞ、よろしくお願いたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより、起立による採決を行います。同意第2号周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

松井議員の入場を許します。

〔15番 松井 岑雄君 入場〕

議長（荒川 政義君） ただいま同意されました松井議員よりあいさつをお願いいたします。

議員（15番 松井 岑雄君） 松井岑雄でございます。

1期4年間ほど、新町になりまして監査委員を議選の監査委員として務めさせていただきました。本当に皆さん、お世話になりました。

改めて、また、このたび2期目にございますけども、議選の選出の監査委員としてやれということになりましたので、しっかり、また皆さんとともに監査をさせていただく所存でございます。

普通だったら大学を出ますと、ほとんどすべることがないように卒業ができるわけでございますけども、私は単位所得が失敗したかなと（笑声）という感じになっておりまして、もう一度留年

の組に入りましたので、皆さんも今後とも議員の皆様の今後の暖かい御支援をいただきながら、しっかり、スピーディに、正確に、この周防大島町の監査委員として恥じないようにしっかり、皆さんにお務めさせていただく所存であります。

どうぞ、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

日程第12．議員派遣の件について

議長（荒川 政義君） 日程第12、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思えます。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、さよう決定しました。

暫時休憩をいたします。

午前10時03分休憩

.....
議長（荒川 政義君） 済みません。全員がそろったようなので、今の病院関連についての配布、全部で、1、2、3、4枚ございますが、確認できますかね。

1枚目は、昨日、民生の協議会で質疑が行われた内容についてを取りまとめております。

2枚目につきましては、この病院計画が始まった予算の推移と、それから建物の内容の変更に
ついてが書かれております。ことしの3月議会、本年度の3月議会で30億円、ただいま、きょうの補正で38億5,770万円、こういうふうな予算の変遷がございます。

下のほうには、今言う建物の変更が書かれております。8億5,770万円ほど増額になったわけですが、途中で過疎債の充当が認められまして、合併特例債、過疎債、それから病院事業債、この3つを合わせて実際には8,000万円程度の増額で済みますということが書かれておりますので、ひとつ共通認識を持って、住民の方に説明をしていただきたいと思います。

質疑はありません。（「お願い」と呼ぶ者あり）

お願いですか。はい。どうぞ。

議員（8番 広田 清晴君） きょう私もずっと出てからね、言った内容が皆書かれちよるんじやけ、私、大事な点はきのうも言いましたが、やっぱり広報活動いう点が大事だろうかというふ

うに思うとります。

その中では実は、実際的にはこういう中身をですね、町民の皆さん方に知らせるとともに、もう一つ大事な点は、どれだけ議論してきたかちゅうんが今回加わってないんです。例えば18年度から始まって、きちっと議論して、その時々議論してきたわけですよ。それ、やっぱり総体として、ぜひ企業局の努力で、こういうふうに議論してきたちゅうことも広報原稿の中にあれば、きちっと報告していただきたいというふうに思いますが、これは要望ですから、ぜひ。

やっぱり、議論不十分で進んだという誤解がかなりあります。その辺は広報活動、きのうも言うたんですが、強化してください。よろしくお願いいたします。

.....
午前10時15分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成20年第4回定例会を閉会いたします。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時16分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 神岡 光人

署名議員 新山 玄雄

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員